各都道府県消防防災主管部長 殿 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長 (公印省略)

消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等 についての一部改正について

防災管理対象物の点検要領については、「消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等について」(平成21年1月26日付け消防予第37号。以下「37号通知」という。)により運用されてきたところですが、「消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」(平成24年消防庁告示第12号)及び「消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部を改正する件」(平成24年消防庁告示第12号)が平成24年10月19日に公布されたことに伴い、防災管理点検結果報告書に係る点検票及び防災管理対象物の点検基準に係る事項等が改正されたことから、37号通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理 する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として 発出するものであることを申し添えます。

記

1 37 号通知の一部を次のように改正する。

別添点検要領中

## 第3 共同防災管理協議事項

- 1 一般的留意事項
  - (1) 共同防災管理協議事項に定められた内容に照らして点検すること。
  - (2) 共同防災管理協議事項の内容が防災管理対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更について助言するとともにその内容を「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
  - (3) 共同防災管理協議事項に定められた事項の実施の状況について「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

を

## 第3 統括防災管理者等

- 1 一般的留意事項
  - (1) 統括防災管理者選任(解任) 届出及び全体についての消防計画作成(変更) 届出に定められた内容に 照らして点検すること。
  - (2) 統括防災管理者選任(解任) 届出及び全体についての消防計画作成(変更) 届出の内容が防災管理対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者に計画の変更について助言するとともにその内容を「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
  - (3) 全体についての消防計画作成(変更)届出に定められた事項の実施の状況について「状況及び措置内容」の欄に記入すること。

に改める。

点	検 項 目	点 検 方 法	判定方法
	作成	共同防災管理協議事項作成及び変更の	1 次に掲げる事項について、共同防災管理
		届出の写しにより確認すること。	協議事項を作成していること。
			(1) 防災管理対象物の管理について権原を
			有する者により組織する共同防災管理協
			議会の設置及び運用に関すること。
			(2) 共同防災管理協議会の代表者の選任に
			関すること。
			(3) 統括防災管理者の選任及び当該統括防
			災管理者に付与すべく防災管理上必要な
			権限に関すること。
			(4) 防災管理対象物全体にわたる消防計画
			の作成並びにその計画に基づく、避難の
			訓練その他防災管理上必要な訓練の実施
			に関すること。
			(5) 避難通路、避難口その他の避難施設の
			維持管理及びその案内に関すること。
			(6) 地震その他の災害が発生した場合にお
共			ける通報連絡及び避難誘導に関するこ
同			と。
防			(7) 地震その他の災害が発生した際の消防
災			隊に対する建築物その他の工作物の構造
管			その他必要な情報の提供及び消防隊の誘
理			導に関すること。
			(8)(1)から(7)までに掲げるもののほか共
協			同防災管理に関し必要な事項
議			(9) 地震防災対策強化地域に所在する防災
事			管理対象物にあっては、次に掲げる事項
項			①警戒宣言が発せられた場合における自
			衛消防の組織に関すること。
			②地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関
			すること。
			③警戒宣言が発せられた場合における避
			難誘導に関すること。
			④警戒宣言が発せられた場合における施
			設及び設備の点検及び整備その他地震
			による被害の発生の防止又は軽減を図
			るための応急対策に関すること。
			⑤大規模な地震に係る防災訓練の実施に
			関すること。
			⑥大規模な地震による被害の発生の防止
			又は軽減を図るために必要な教育及び
			広報に関すること。
			2 共同防災管理協議事項に定められた事項
			に変更の必要が生じた場合には、当該変更
			をしていること。

届出	共同防災管理協議事項の作成及び変更	1 共同防災管理協議事項作成(変更)届出
	の届出の写しにより確認すること。	書が、消防長又は消防署長に出されている
		こと。
		2 共同防災管理協議事項に定められた事項
		が変更された場合において、当該届出書が
		出されていること。
•		·

を

作成 全体についての消防計画作成(変更)届 出書の写しにより確認すること。 (1) 防災管理対象物の管理について権原を有する者の当該権原の範囲に関すること。 (2) 防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務の一部が当該防災管理対象物の関係者及び関係者に雇用されている者(当該防災管理対象物の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。) 以外の者に委託されている防災管理対象物にあっては、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務ので行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関すること。 (3) 防災管理対象物の全体についての消防、計画に基づく避難の訓練その他防災管理計画に基づく避難の訓練その他防災管理
対象物の全体についての防災管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。 (4) 廊下、階段、避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。 (5) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導に関すること。 (6) 地震その他の災害が発生した場合における消防隊に対する防災管理対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。 (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか防災管理対象物の全体についての防災管理に関し必要な事項 (8) 地震防災対策強化地域に所在する防災管理対象物にあっては、次に掲げる事項 ①警戒宣言が発せられた場合における自

点		点 検 方 法	判 定 方 法
			すること。
			③警戒宣言が発せられた場合における避
			難誘導に関すること。
			④警戒宣言が発せられた場合における施
			設及び設備の点検及び整備その他地震
			による被害の発生の防止又は軽減を図
			るための応急対策に関すること
			⑤大規模な地震に係る防災訓練の実施に
			関すること。
			⑥大規模な地震による被害の発生の防止
			又は軽減を図るために必要な教育及び
			広報に関すること。
			2 防災管理対象物の全体についての消
			防計画に定められた事項に変更が生じ
			た場合に、全体についての消防計画を
			変更していること。
	統括防災管	1 統括防災管理者選任 (解任) 届出書の	1 統括防災管理者として必要な資格を有し
	理者選任(解	写しにより確認すること。	ている者が選任されていること。
	任)	2 届出されている統括防災管理者が人	2 選任された統括防災管理者が現に存する
		事異動等により異動していないか、関係	こと。
		のある者の聴取及び従業員名簿等によ	3 統括防災管理者選任(解任)届出書が出
		り確認すること。	されていること。
			4 統括防災管理者を変更した場合に、統括
			防災管理者選任(解任)届出書が出されて
届出			いること。
Щ	全体につい	全体についての消防計画作成(変更)届	1 全体についての消防計画が作成されてい
	ての消防計	出書の写しにより確認すること。	ること。
	画作成(変		2 全体についての消防計画作成(変更)届
	更)		出書が出されていること。
			3 全体についての消防計画に定められた事
			項を変更した場合に、全体についての消防
			計画作成(変更)届出書が出されているこ
			と。

に改める。

## 2 その他

平成26年4月1日から上記の改正部分を運用する。

## 消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等についての一部改正に係る新旧対照表

新	旧
別添点検要領	別添点検要領
第3 統括防災管理者等	第3 共同防災管理協議事項
1 一般的留意事項	1 一般的留意事項
(1) 統括防災管理者選任 (解任) 届出及び全体についての消防計画作成 (変更) 届	(1) 共同防災管理協議事項に定められた内容に照らして点検すること。
出に定められた内容に照らして点検すること。	(2) 共同防災管理協議事項の内容が防災管理対象物の実態に適合していないと
(2) 統括防災管理者選任(解任) 届出及び全体についての消防計画作成(変更) 届	認められる場合は、立会者に計画の変更について助言するとともにその内容
出の内容が防災管理対象物の実態に適合していないと認められる場合は、立会者	を「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
に計画の変更について助言するとともにその内容を「状況及び措置内容」の欄に	(3) 共同防災管理協議事項に定められた事項の実施の状況について「状況及び
記入すること。	措置内容」の欄に記入すること。
(3) 全体についての消防計画作成(変更) 届出に定められた事項の実施の状況につ	2 点検方法等
いて「状況及び措置内容」の欄に記入すること。	
2 点検方法等	

	点検項目	点検方法	判定方法		点検項目	点検方法	判定方法
	作成	全体についての消防計	1 次に掲げる事項につい		作成	共同防災管理協議事項	1 次に掲げる事項につい
		画作成 (変更) 届出書の写	て、全体についての消防計			作成及び変更の届出の写	て、共同防災管理協議事項
		しにより確認すること。	画を作成していること。			しにより確認すること。	を作成していること。
全			(1) 防災管理対象物の管	共			(1) 防災管理対象物の管
体			理について権原を有す	同			理について権原を有す
に			る者の当該権原の範囲	防			る者により組織する共
2			に関すること。	災			同防災管理協議会の設
\ \ \			(2) 防災管理対象物の全	管			置及び運用に関するこ
て			体についての防災管理	理			と。
0			上必要な業務の一部が	協			(2) 共同防災管理協議会
消			当該防災管理対象物の	議			の代表者の選任に関す
防			関係者及び関係者に雇	事			ること。
計			用されている者(当該防	項			(3) 統括防災管理者の選
画			災管理対象物の部分の				任及び当該統括防災管
			関係者及び関係者に雇				理者に付与すべく防災
			用されている者を含				管理上必要な権限に関
			む。)以外の者に委託さ				すること。
			れている防災管理対象				(4) 防災管理対象物全体
			物にあっては、当該防災				にわたる消防計画の作
			管理対象物の全体につ				成並びにその計画に基
			いての防災管理上必要				づく、避難の訓練その他
			な業務の受託者の氏名				防災管理上必要な訓練
			及び住所並びに当該受				の実施に関すること。
			託者の行う防災管理対				(5) 避難通路、避難口その

象物の全体についての	他の避難施設の維持管
防災管理上必要な業務	理及びその案内に関す
の範囲及び方法に関す	ること。
ること。	(6) 地震その他の災害が
(3) 防災管理対象物の全	発生した場合における
体についての消防計画	通報連絡及び避難誘導
に基づく避難の訓練そ	に関すること。
の他防災管理対象物の	(7) 地震その他の災害が
全体についての防災管	発生した際の消防隊に
理上必要な訓練の定期	対する建築物その他の
的な実施に関すること。	工作物の構造その他必
(4) 廊下、階段、避難口そ	要な情報の提供及び消
の他の避難施設の維持	防隊の誘導に関するこ
管理及びその案内に関	と。
すること。	(8) その他共同防災管理
(5) 地震その他の災害が	に関し必要な事項
発生した場合における	(9) 地震防災対策強化地
通報連絡及び避難誘導	域に所在する防災管理
に関すること。	対象物にあっては、次に
(6) 地震その他の災害が	掲げる事項
発生した場合における	①警戒宣言が発せられ
消防隊に対する当該防	た場合における自衛
災管理対象物の構造そ	消防の組織に関する
の他必要な情報の提供	こと。
及び消防隊の誘導に関	②地震予知情報及び警
すること。	戒宣言の伝達に関す

(7) (1)から(6)に掲げる	ること。
もののほか防災管理対	③警戒宣言が発せられ
象物の全体についての	た場合における避難
防災管理に関し必要な	誘導に関すること。
事項	④警戒宣言が発せられ
(8) 地震防災対策強化地	た場合における施設
域に所在する防災管理	及び設備の点検及び
対象物にあっては、次に	整備その他地震によ
掲げる事項	る被害の発生の防止
①警戒宣言が発せられ	又は軽減を図るため
た場合における自衛	の応急対策に関する
消防の組織に関する	こと。
こと。	⑤大規模な地震に係る
②地震予知情報及び警	防災訓練の実施に関
戒宣言の伝達に関す	すること。
ること。	⑥大規模な地震による
③警戒宣言が発せられ	被害の発生の防止又
た場合における避難	は軽減を図るために
誘導に関すること。	必要な教育及び広報
④警戒宣言が発せられ	に関すること。
た場合における施設	2 共同防災管理協議事項
及び設備の点検及び	に定められた事項に変更
整備その他地震によ	の必要が生じた場合には、
る被害の発生の防止	当該変更をしていること。
又は軽減を図るため	
の応急対策に関する	

			こと。	届出	共同防災管理協議事項	1 共同防災管理協議事項
			⑤大規模な地震に係る		の作成及び届出の写しに	作成(変更)届出書が、消
			防災訓練の実施に関す		より確認すること。	防長又は消防署長に出さ
			ること。			れていること。
			⑥大規模な地震による			2 共同防災管理協議事項
			被害の発生の防止又			に定められた事項が変更
			は軽減を図るために			された場合において、当該
			必要な教育及び広報			届出書が出されているこ
			に関すること。			と。
			2 防災管理対象物の全体			
			についての消防計画に定			
			められた事項に変更が生			
			じた場合に、防災管理対象			
			物の全体についての消防			
			計画を変更していること。			
	統括防災管理	1 統括防災管理者選任	1 統括防災管理者として			
	者選任 (解任)	(解任) 届出書の写しに	必要な資格を有している			
届		より確認すること。	者が選任されていること。			
出		2 届出されている統括	2 選任された統括防災管			
		防災管理者が人事異動等	理者が現に存すること。			
		により異動していないか、	3 統括防災管理者選任(解			
		関係のある者の聴取及び	任)届出書が出されている			
		従業員名簿等により確認	こと。			
		すること。	4 統括防災管理者を変更			
			した場合に、統括防災管理			
			者選任 (解任) 届出書が出			

		されていること。	
全体について	全体についての消防計画	1 全体についての消防計	
の消防計画作	作成 (変更) 届出書の写し	画が作成されていること。	
成(変更)	により確認すること。	2 全体についての消防計	
		画作成 (変更) 届出書が出	
		されていること。	
		3 全体についての消防計	
		画に定められた事項を変	
		更した場合に、全体につい	
		ての消防計画作成(変更)	
		届出書が出されているこ	
		と。	